

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子及び父子福祉資金貸付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、母子及び父子福祉資金貸付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊島区長

公表日

令和6年8月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子福祉資金貸付に関する事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け及び償還に係る事務において、借受人及び連帯借受人、連帯保証人等における住民記録情報、税情報等により資格審査を行い、貸付決定及び償還未済額の免除等を行う。これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1 貸付申請の受理 2 申請に係る事実の審査 3 申請者へ決定及び不承認について通知 4 継続貸付申請の受理 5 継続申請に係る事実の審査 6 償還免除申請の受理 7 償還免除申請に係る事実の審査 8 各種届出の受理 9 各種届出の事実確認
③システムの名称	総合保健福祉システム(母子福祉資金貸付)、システム共通基盤(団体内統合宛名)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子及び父子福祉資金貸付申請書、母子及び父子福祉資金償還台帳、母子及び父子福祉資金貸付システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法 第9条第1項 別表の63の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第34条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ①番号法第19条第8号及び番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表88の項 第90条 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第34条 【情報提供】 ①番号法第19条第8号および番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 42の項 125の項 161の項 第44条、第127条、第163条 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第34条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭部 子育て支援課 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月18日	I 関連情報 7.請求先	広報課 行政情報グループ	区民相談課 行政情報グループ	事後	評価書の見直しに併せて変更
平成28年5月18日	II しきい値判断項目 計数した日付	平成27年2月28日	平成28年4月18日	事後	評価書の見直しに併せて変更
平成28年12月27日	I 関連情報 3個人番号の利用 4 情報提供ネットワークシステムによる情報提供	番号法 第9条第1項及び別表第一の43の項 番号法第19条第7号別表二項番63、26、30、87	①番号法 第9条第1項及び別表第一の43の項 ②番号法別表一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条 【情報照会】 ①番号法第19条第7号別表二項番63 ②番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条 【情報提供】 ①番号法第19条第7号別表二項番26、30、87 ②番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、44条 ※番号法第19条第7号別表二項番30に係る主務省令は未規定	事前	
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 対象人数	平成28年4月18日	平成29年4月1日	事後	
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 取扱者数	平成28年4月18日	平成29年4月1日	事後	
平成30年7月3日	5. ②所属長の役職名	子育て支援課長 猪飼 敏夫	子育て支援課長	事後	評価書様式の変更による
平成30年7月3日	II しきい値判断項目 対象人数	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年7月3日	II しきい値判断項目 取扱者数	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 対象人数	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 取扱者数	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和2年1月7日	II しきい値判断項目 対象人数	平成31年4月1日	令和1年8月29日	事後	
令和2年1月7日	II しきい値判断項目 取扱者数	平成31年4月1日	令和1年8月29日	事後	
令和2年1月7日	II しきい値判断項目 重大事故	発生なし	発生あり	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 対象人数	令和1年8月29日	令和2年10月1日		
令和2年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 取扱者数	令和1年8月29日	令和2年10月1日		
令和2年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 重大事故	発生あり	発生なし		
令和3年9月17日	Ⅱしきい値判断項目 対象人数	令和2年10月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年9月17日	Ⅱしきい値判断項目 取扱者数	令和2年10月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年9月17日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【情報照会】 ①番号法第19条第7号別表二項番63 ②番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条 【情報提供】 ①番号法第19条第7号別表二項番26、30、87 ②番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、44条 ※番号法第19条第7号別表二項番30に係る主務省令は未規定	【情報照会】 ①番号法第19条第8号別表二項番63 ②番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条 【情報提供】 ①番号法第19条第8号別表二項番26、30、87 ②番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、44条 ※番号法第19条第8号別表二項番30に係る主務省令は未規定	事後	
令和4年8月17日	Ⅱしきい値判断項目 対象人数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年8月17日	Ⅱしきい値判断項目 取扱者数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 対象人数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年8月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①番号法 第9条第1項及び別表第一の43の項 ②番号法別表一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条	①番号法 第9条第1項 別表の63の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第34条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>①番号法第19条第8号別表二項番63 ②番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条</p> <p>【情報提供】</p> <p>①番号法第19条第8号別表二項番26、30、87 ②番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、44条 ※番号法第19条第8号別表二項番30に係る主務省令は未規定</p>	<p>【情報照会】</p> <p>①番号法第19条第8号及び番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 88の項 第90条 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第34条</p> <p>【情報提供】</p> <p>①番号法第19条第8号および番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 42の項 125の項 161の項 第44条、第127条、第163条 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第34条</p>	事後	
令和6年8月30日	II しきい値判断項目 対象者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年8月30日	II しきい値判断項目 取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	